

入 札 説 明 書

令和 6 年度 第 11 号
ピアザ淡海自家発始動用・制御用蓄電池
更新業務

令和 6 年 11 月

ピアザ淡海管理組合

この入札説明書は、ピアザ淡海管理組合経理規程第 54 条に基づき、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）および滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）、本件業務に係る入札公告のほか、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである

1. 入札に付する事項

- (1) 件名 令和 6 年度 第 11 号 ピアザ淡海自家発始動用・制御用蓄電池更新業務
- (2) 履行場所 大津市におの浜一丁目 1 番 20 号 ピアザ淡海 3 階屋外機械室
- (3) 業務内容 令和 6 年度 第 11 号 ピアザ淡海自家発始動用・制御用蓄電池更新業務仕様書および契約書(案)による。
- (4) 履行期限 契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日（金）

2. 入札に参加する者に必要な資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されていること。

ア 営業種目

- ① 大分類：物品
 - 中分類：重電機器等
 - 小分類：発電機
 - 細分類：発電機

イ 希望順位：第一希望

ウ 地域要件：県内業者、県外業者（県内委任あり）、県外業者（県内委任なし）

3. 契約条項等を示す日時および場所等

(1) 入札説明書等の閲覧期間および場所

令和 6 年 11 月 26 日（火） 12 時 00 分～令和 6 年 12 月 12 日（木） 12 時 00 分
ホテルピアザびわ湖ホームページ 公告欄(<https://www.hotelpiazza.com/public/>)

(2) 入札説明書等の交付方法

入札説明書等については、公告欄から添付ファイルをダウンロードすることによ

り取得すること。

(3) 説明書等に関する質問受付期限

令和6年12月2日(月) 15時00分

質問書(共通様式③)をピアザ淡海管理組合事務局へFAXにより提出すること。

FAX:077-521-0521

なお、質問書を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

TEL:077-527-9186

(4) 質問に対する回答

質問書の提出があった者へFAXで回答するほか、ホテルピアザびわ湖ホームページの公告欄に内容を掲載する。質問に対する回答に伴い、公告および仕様書等を変更する場合がありますので注意すること。

4. 入札執行の日時および場所等

(1) 入札書受付期間

令和6年12月3日(火)12時00分～令和6年12月12日(木)12時00分

(2) 開札の日時および場所等

令和6年12月12日(木)14時00分

大津市におの浜一丁目1番20号

ホテルピアザびわ湖1階レストラン「タントタント」

(3) 入札方法

ア. 持参

封筒に紙の入札書(共通様式①)を封緘し、入札書受付期間中で土・日・祝祭日を除く平日の9時00分から17時00分(令和6年12月12日(木)は12時00分)までに次の場所に持参すること。

ピアザ淡海管理組合事務局(大津市におの浜一丁目1番20号ピアザ淡海内 ホテルピアザびわ湖)*封筒に「(案件名)入札書在中」と記入すること。

イ. 郵便

封筒に紙の入札書(共通様式①)を封緘し、令和6年12月12日(木)12時00分までに必着させること。

ピアザ淡海管理組合事務局(大津市におの浜一丁目1番20号ピアザ淡海内 ホテルピアザびわ湖)*封筒に「(案件名)入札書在中」と記入し、書留郵便(一般書留または簡易書留)で郵送すること。

郵便による入札の場合の入札書に記載する入札日は、入札書受付開始日から入札書提出期限までの日付を記入すること。

なお、郵便等の送付に係る費用は入札参加者の負担とする。また、期限までに届かない場合は、いかなる理由があろうと入札を辞退したものとみなす。

5. 保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

6. 契約書の作成 要

7. 支払条件

- (1) 前金払
行わない。
- (2) 部分払
行わない。

8. 同等品による入札

令和6年度 第11号 ピアザ淡海自家発始動用・制御用蓄電池更新業務仕様書「5(2)」に示す基準品と同等以上の規格を有する製品であれば可とする。ただし、製品は日本製で新品であること。なお、同等品は既設の蓄電池の設置スペースに収まる寸法であること。

9. 立会人

- (1) 入札参加者のうち、開札に立ち会いを希望する者がいるときは、入札参加1者につき1名立ち合うことができることとする。
- (2) 開札には当該入札事務に関係のない職員を1名以上立ち合わせ、開札結果の確認、くじ引きの際の手続きを行う。
- (3) 立会人が公正な入札執行を妨げる行為又は入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行った場合は、立会いを禁止し、退出を命ずる。
- (4) 立会人は開札開始時刻後においては、当該入札の開札場所に入室することができない。

10. 入札および開札

- (1) 入札参加者は、仕様書および契約書(案)を熟覧の上入札しなければならない。
- (2) 入札書および入札書に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札参加者は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書(共通様式①)を郵送または直接持参し提出しなければならない。
 - ア 入札金額
 - イ 入札の目的(業務名)
 - ウ 業務の場所
 - エ 業務の完了期限
 - オ 入札保証金(「免除」と記入)
 - カ 日付
 - キ 入札参加本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名)および押印(外国人の署名も含む。以下同じ。)

11. 落札者の決定

- (1) 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。落札者は、総額により決定する。
- (3) 落札となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。
なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (4) 落札者は、原則として落札決定の日以降7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

12. 最低制限価格

最低制限価格は設けない。

13. 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として落札決定の日から7日以内に（特別の事情があるときは、指定の期日までに）契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において、契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

14. 入札結果の公開等

入札結果は、速やかに、落札者に電話で連絡し、ホテルピアザびわ湖ホームページ公告欄に掲載する。

15. 入札無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (3) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (4) 入札書記載の金額および氏名ならびに押印その他入札要件の記載が確認できない入札

- (5) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (6) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (7) 滋賀県物品関係入札参加資格停止基準に係る入札参加停止の措置期間中の者のした入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

16. その他

- (1) 一度提出した入札書は、これを書き換え、または撤回することはできない。
- (2) 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (3) 入札参加者またはその代理人が本入札に関して要した費用については、全て当該入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (4) 天変地異その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行に支障があると認めた場合は、これを延期し、または取りやめる。この場合における損害は、入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (5) 物品納入時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めること。
- (6) その他本件執行については、地方自治法、地方自治法施行令および滋賀県財務規則ならびに滋賀県物品買入れ等の入札執行要領に定めるところによる。
- (7) 不当介入を受けた場合は、直ちに警察へ通報するとともに、速やかに執行者に報告する。
- (8) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。

17. 官公署への届出

施工にあたり、関係官公庁およびその他の関係機関への届出等を要する場合は、請負者の責任と費用において法令・条例等の定めにより、担当者へ報告のうえ遅滞なく実施しなければならない。